

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員出向規則

平成16年4月1日

規則第52号

最終改正 平成29年3月31日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第12条の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に勤務する職員の出向に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「出向」とは、在籍出向及び転籍出向のことをいう。

2 前項において、「在籍出向」とは、機構の職員として身分を有したまま、期間を定め出向先に常勤し、期間満了後は機構に復帰することをいう。

3 第1項において、「転籍出向」とは、機構を退職し、期間を定め出向先へ転出し、期間満了後は機構に復帰することをいう。

(出向先)

第3条 出向先は、原則として国の機関、国立大学法人、独立行政法人等その他その業務が機構の業務と密接な関連を有する機関とする。

(出向における人選)

第4条 機構長は、出向の目的並びに職員の知識及び経験等を勘案し、在籍出向又は転籍出向の職員（以下「出向者」という。）を人選する。

(出向の取扱原則)

第5条 機構長は、出向者の労働条件等が出向によって不利益にならないよう配慮しなければならない。

(出向の期間)

第6条 出向の期間は原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、出向者の同意を得て、出向の期間を延長又は短縮することができる。

(勤続年数の通算)

第7条 出向の期間は、機構の勤続年数に通算する。

(出向者への説明及び同意)

第8条 機構長は、職員に出向を命ずる場合は、出向の目的、出向先の担当業務、労働

条件、期間等を説明し、同意を得るものとする。

(労働条件の原則)

第9条 在籍出向者は、原則として出向先の就業規則等に従うものとする。

(懲戒等)

第10条 出向者が解雇又は懲戒の事由により第11条の規定によって復帰させ、機構において解雇又は懲戒とする場合は、出向先における当該事由を就業規則第23条、第24条又は第44条に定める事由とみなす。

(復帰)

第11条 出向者の出向期間が満了した場合は、機構に復帰するものとする。ただし、出向期間中であっても、機構長が特に必要と認めた場合は、機構へ復帰させることができる。

(その他)

第12条 この規則に定めのない事項が生じた場合は、出向先と機構との間で協議のうえ、別途定めるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。